

商店等のにぎわい創出や販路開拓のための 事業に補助金を交付します

町では、町内商店等の活性化によるにぎわい創出と経営の持続化のため、町内に住民登録のある個人事業主または町内に主たる事業所を有する中小企業が対象の事業を行った際に補助金を交付します。

補助対象事業	機械・装置等（新品）の導入、製品のパンフレット・ホームページ等の新規作成、新製品開発に伴うパッケージ等の設計・デザイン・製造など、商店等の活性化や販路開拓等を目的とした事業。
助成内容	対象の事業費の1/2以内とし、10万円を上限とします。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住民登録のある個人事業主または町内に主たる事業所を有する中小企業^{*1}で、卸売業、小売業又はサービス業の方。 ・法人の場合は商業登記を、個人事業主の場合は住民登録を行い、1年以上町内で事業を営んでおり、法人の場合は法人及び代表者、個人の場合は世帯が町税を滞納していない方。 ・補助件数は、1事業所あたり1年度に1件限り。 <p>※同一事業で他の補助金を同時に受けることはできません。</p>
申請受付	<p>令和3年2月末まで。</p> <p>芳賀町役場商工観光課・芳賀町商工会で受付。※平日のみ （受付時間 8:30～17:15）</p> <p>ただし、年度中に実績報告書の提出ができること。</p> <p>※予算上限に達し次第、受付を終了します。</p>
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> ①芳賀町商店街等活性化補助金交付申請書等 ②納税確認同意書 ③補助対象物の見積書 ④補助対象物の内容・仕様がわかる書類 <p>※①申請書等は商工観光課及び商工会の窓口にあります。</p>
受取方法	<p>申請書類の確認および審査を行い、適正と認めた場合に交付決定をいたします。</p> <p>事業終了後に実績報告書を提出していただき、内容を審査のうえ適正と認めた場合に補助金を交付いたします。</p>
問い合わせ	<p>ご不明な点はお問い合わせください。</p> <p>芳賀町商工観光課 TEL：028-677-6018 芳賀町商工会 TEL：028-677-0144</p>

※1 中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項の各号に該当する中小企業者。

中小企業基本法第2条第1項 抜粋

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの